

調査報告書の概要

1. 経緯

道路3会社では、平成17年9月29日の公正取引委員会からの改善措置要求を受け、事実関係の調査及び改善措置の検討を実施。

2. 事実関係の調査

(1) 調査概要

調査体制

平成17年10月1日、外部有識者3名の参画を得て、3社の社員12名からなる共同調査チームを設置。

いわゆる「官製談合防止法」に基づく指定職員を各社ごとに選定。

調査対象

職員124名、公団OB454名、受注会社212社に対し、

- ・ 割付表の受領・保管
- ・ 分割・前倒し発注
- ・ JV基準の変更
- ・ 未公表情報の教示
- ・ 退職者の再就職
- ・ 罪証隠滅工作

について、面接、質問票、電話等の手法により、調査を実施。

(2) 調査結果 (注) 役職名は当時のもの

割付表について

(公取指摘)

- ・ 内田・金子理事は、鋼橋上部工工事について、割付表を神田氏から年度当初等に提示され、その都度、その内容を承認し、有料道路部に提出するよう指示していた。
- ・ 有料道路部長又は有料道路建設課長は、割付表を受領、保管していた。
- ・ 内田・金子理事は、割付表()、分割・前倒し発注()、JV基準の変更()の各行為によって、事業者に入札談合を行わせていた。

(調査結果)

- ・ 内田・金子理事は、神田氏から割付表の提示を受け、その内容を承認し、有料道路部に提出するよう指示していた。
- ・ 有料道路部長4名(うち1名は既に退職)や有料道路建設課長3名は、割付表を保管又はその存在を認識していた。
- ・ 内田・金子理事が、神田氏を通じて、部下に割付表を受領・保管させ、又はその存在を認識させることは、関係者が割付表に従った談合を容認すべきことを、

暗黙のうちに示したものと判断される。

- ・ 内田・金子理事は、割付表の承認・保管の指示を行い、分割・前倒し発注、JV基準の変更とあいまって、事業者に入札談合を行わせていたもの（入札談合等関与行為）と認められる。

分割・前倒し発注について

（公取指摘）

- ・ 内田・金子理事は、平成16年5月頃、神田氏の要請を受け、当初一括発注を予定していた富士高架橋を2つに分割発注するよう指示し、実施させた。
- ・ 金子理事は、平成16年8月頃、神田氏の要請を受け、当初予定していた工事が発注中止になったことから、その代わりとして駒門高架橋を前倒しして発注するよう担当部局に指示し、実施させた。

（調査結果）

- ・ 内田・金子理事は、神田氏の要請を受け、富士高架橋の分割発注を指示し、実施させた。
- ・ 金子理事は、神田氏の要請を受け、駒門高架橋の前倒し発注を指示し、実施させた。
- ・ 高速道路部長は、神田氏の意向を受けていることを推察又は認識した上で、理事の指示を受け、富士高架橋の分割発注と駒門高架橋の前倒し発注を部下に指示し、また、駒門高架橋に関して前倒し発注という未公表情報を神田氏に教示した。

共同企業体方式による発注基準（JV基準）の変更について

（公取指摘）

- ・ 内田理事は、平成14年10月頃、神田氏の要請を受け、鋼橋上部工工事のJV発注基準を、15億円以上から10億円以上に引き下げることが、担当部局に指示し、実施させた。

（調査結果）

- ・ 内田理事の指示により、JV基準の引き下げが行われたが、当該指示は神田氏の要請を受けてのものと推認される。

未公表情報の教示について

（公取指摘）

- ・ 有料道路建設課長及び支社局の構造技術課長等は、神田氏らの要請に基づいて、鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の未公表情報を教示していた。
- ・ 有料道路部長は、有料道路建設課長が未公表情報を教示していることを承知していた。
- ・ こうした行為は、事業者が入札談合を行うことが容易になる情報であって秘密として管理されているものを教示したと認められる。

(調査結果)

- ・ 有料道路建設課長3名は、発注工事名、鋼重量、発注予定時期等の未公表情報をOBに対し教示しており、有料道路部長4名(うち1名は既に退職)もこれを承知していた。
- ・ また、地方支社局の構造技術課長等18名は、OBに対して、管内の工事の未公表情報を教示していた。
- ・ 上記の行為は、事業者が入札談合を行うことが容易になる情報であって秘密として管理されているものを教示したもの(入札談合等関与行為)と認められる。
- ・ また、地方支社の建設部長2名は、業者が当該企業の積算価格の確認に来たことに対し何ら措置を講ぜず、業務遂行上問題のある行為であった。

退職者の再就職について

(公取指摘)

- ・ 内田・金子理事による割付表、分割・前倒し発注及びJV基準の変更に関する行為は、事業者に談合を継続させることによって公団退職者の再就職先を確保することを目的として行われた。

(調査結果)

- ・ 内田・金子理事は、上記の入札談合等関与行為を公団退職者の再就職先を確保する目的で行ったものと推認される。

罪証隠滅工作について

(検察官冒頭陳述)

- ・ 内田・金子理事は公取の審査や検察の捜査を妨害するため、割付表の廃棄、再就職関係書類の隠匿・廃棄、全国の支社等に対する談合関係資料の隠匿・破棄を指示し、実行させた。

(調査結果)

- ・ 証拠の破棄・隠匿は確認できなかったものの、理事の指示を受け、強制捜査が予想される時期に、書類の整理を支社等に指示し又は再就職関係の書類を自宅へ持ち帰るなどの不適切な行為があった。

3. 改善措置

(1) 今後の再就職のあり方について

再就職に関する規制

3会社とも、原則として取引関係にある企業に対し、離職後、役員は無期限、幹部社員は5年間、企業への再就職を自粛する旨の義務を課す再就職規制を実施済。3会社とも規制実施以降、対象となる企業への再就職は行われていない。

新人事制度の導入

3会社とも、役職定年制度・専門職制度・転職支援制度など民間企業にふさわしい新人事制度全般について、平成18年度以降、順次導入する。

人事・倫理委員会の設置

3会社とも、個々の再就職事案の可否や新人事制度の導入状況の監視などを行う人事・倫理委員会等を設置済。

(2) 談合防止に資する入札契約制度等について

入札方法等の見直し

イ. 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

- ・ 3会社とも、250万円を超える工事の指名競争入札を原則廃止し、条件付一般競争入札へ変更することを実施済。
- ・ 3会社とも、指名業者名の事前公表を事後公表へ変更することを実施済。

ロ. 総合評価落札方式の改善、拡大

3会社とも、3年後5割(金額ベース)実施を目標に、条件付一般競争入札まで拡大し実施中。

ハ. 電子入札の改善、拡大

3会社とも、平成18年度に試行導入すべく、システムの構築作業中。

ニ. 不落随意契約の原則廃止

3会社とも、原則として不落随意契約を廃止することを実施済。

ホ. 工事発注単位の決定基準などの明確化と運用の透明化

3会社とも、工事発注単位決定基準を制定し、入札監視統一事務局が全発注案件について事前審査を実施中。

チェック機能の強化

イ. 工事費内訳書の提出拡大

3会社とも、工事費内訳書のチェックを5割(件数ベース)以上実施済。

ロ. 情報開示の改善

3会社とも、契約情報の公開を実施済。さらに月ごとの主要工種別契約件数及び落札率について公開中。

ハ. 入札監視機能の強化

- ・ 3会社とも、入札監視委員会の権限を強化済。
- ・ 3会社で全国9地区の入札監視委員会を12地区に増設し、委員数も5名から6名に増員済。
- ・ 3会社とも、入札結果の監視を行うため、入札監視統一事務局を設置済。
- ・ 入札監視統一事務局で入札審査、データ収集、分析調査を実施中。

ニ. 施工の監督、検査体制の強化

3会社とも、一般競争入札の拡大も踏まえ、品質管理指導の強化などを実施中。

資格登録業者への要請

イ. 業者に対する営業活動の自粛要請の徹底

3会社とも、登録業者に対して個別案件に関する営業活動の自粛要請の徹底を実施中。

ロ. 誓約書の運用強化及び協定の導入

3会社とも、競争参加資格登録の条件として法令を遵守する旨の包括協定を締結すること及びそれまでの間は年間誓約書を徴取することを実施中。

制裁の強化

イ. 違約金の引上げ

3会社とも、従来の10%を、悪質な場合は最高20%まで引き上げるための規定改正を実施済。

ロ. 指名停止措置の強化

・3会社とも、談合の場合の指名停止期間を現行の最長1年から最長2年に延長するための規定改正を実施済。

・改正独禁法の課徴金減免制度に対応した指名停止期間の短縮措置について、国等の対応動向を見ながら検討を行う。

ハ. 競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映

3会社とも、指名停止等を総合点数へ反映する改正に向けて作業中。

(3) 内部統制について

役職員からの誓約書の徴取

3会社とも、役職員から、法令遵守、談合等不正行為への不関与等について誓約書を徴取済。

社内規程、倫理行動基準の厳格化

3会社とも、倫理行動規範等を制定済。コンプライアンス委員会、人事・倫理委員会を設置済。

情報管理の徹底

3会社とも、発注予定情報などについて厳格な情報管理を実施中。

全役職員への定期的なコンプライアンス教育・倫理教育等

3会社とも、コンプライアンス講習会を順次実施中。

社内相談窓口の構築

3会社とも、社内に倫理担当社員による相談窓口を設置済。

社外相談窓口の創設

3会社とも、社外の弁護士による相談窓口を設置済。

監査機能の強化

3会社とも、内部監査部門を設置するとともに、平成17年度後期監査において、談合等不正行為防止の観点からの監査を実施中。